

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社LIXIL TEPCOスマートパートナーズ
住所	東京都墨田区錦糸1丁目2番4号 アルカウェスト

自社等発電所(*1) の有無	無		
電気事業の概要	<p>主に新築戸建ZEH（ゼロ・エネルギー・ハウス）向けに、太陽光発電システムによる余剰売電収入をご提供いただく代わりに太陽光発電システム設置費用を弊社で負担。</p> <p>太陽光発電システムと竣工後の電力販売をセットにした新しいサービスをご提供しています。</p> <p>※電気の契約は任意</p>		
電気の供給における温室効果ガスの排出の状況	年度	基礎二酸化炭素排出量	把握率
	前年度実績（2023年度）	0.198 (千t-CO <sub>2</sub> )	100.00 (%)
電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置の実施状況	年度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度目標（2023年度）	極力低減 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	極力低減 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	前年度実績（2023年度）	0.484 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.432 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)
	(措置の実施状況)		
	<p>当社のお客さま（電気小売の供給対象の需要家）は、ZEHを採用されています。当社はZEHにおける太陽光発電の設置を推進することで、需要家の自家消費による購入電力量の削減及び、余剰電力売電によりCO<sub>2</sub>排出量の削減に努めています。</p>		

\*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

\*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものという。

\*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものという。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置の実施状況	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況			
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)	
前年度目標（2023年度）		0 (千kWh)	0.00 (%)	
前年度実績（2023年度）		0 (千kWh)	0.00 (%)	
(措置の実施状況)				
自社発電施設を保有しておりません。				
調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置の実施状況	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置の実施状況			
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)	
前年度目標（2023年度）		極力活用 (千kWh)	極力活用 (%)	
前年度実績（2023年度）		0 (千kWh)	0.00 (%)	
(措置の実施状況)				
再生可能エネルギーの環境価値の確保について、環境性や収益性を踏まえ適宜検討しております。				
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置の実施状況	現時点では未利用エネルギー等の利用はございません。			
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置の実施状況	火力発電施設を所有しておりません。			
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組の実施状況	当社のお客さまが太陽光発電にて発電した電気のうち、自家消費分の環境価値を当社に提供いただき、J-クレジット制度の活用による証書化を開始いたしました。お客様には、環境価値を社会に還元し更なる再生可能エネルギーの普及活動を進める当社の取り組みを通じて、みらいの地球環境への貢献活動にご参加いただいております。			
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組の実施状況	社内での省エネルギー対策として、空調設定温度の管理、ノーネクタイの実施等による電気量削減・空調負荷低減に取り組んでおります。			

\*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

\*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

\*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

\*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

\*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高压地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。